入 札 説 明 書

国立別府重度障害者センターに係る一般競争(以下「競争」という。)に参加しようとする者は、

次の事項を承知しておいて下さい。

1 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 国立障害者リハヒ゛リテーションセンター自立支援局 別府重度障害者センター庶務課長 鬼 塚 剛 博

2 調達内容

- (1) 件名 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター自動雇開閉装置 保守業務一式
- (2) 本件名の特質等 仕様書による
- (3)入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 入札者は、本件名の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (4) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1)予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に 参加する資格を有さない。
 - ① 当該契約を締結する能力を有しない者(未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、 契約締結のために必要な同意を得ている者を除く)及び破産者で復権を得ない者
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者 (これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため に連合した者
 - (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ウ) 監督又は検査に実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (エ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (オ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しないものを、契約の履行 に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - (7) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (3) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、九州・沖縄地区で、「役務の提供等」で「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

4 入札書の提出場所等

入札書は、電子入札システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別紙により平成23年3月4日(金)17時までに提出すること。

また、電子入札システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限 までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子入札システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

平成23年3月15日(火)15:00

(電子入札システムに到着するよう提出すること。なお、電子入札システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子入札システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。)

- (2) 紙により入札を行う場合
 - ①入札書の受領期限

平成23年3月15日(火)15:00

②入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒874-0904 大分県別府市南荘園町2組

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター

庶務課会計係(0977-21-0181)

③入札書の提出方法

別紙の入札書にて、必ず封筒に入れて密封し、その表に氏名(法人の場合は名称または商号)及び「3月16日開札 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター自動扉開閉装置保守業務一式の入札書在中」と朱書きのうえ、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター庶務課会計係まで提出すること。

- (3)入札の無効
 - ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (4)入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

- (5) 代理人による入札
 - ① 代理人が電子入札システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続き を終了しておかなくてはならない。
 - ② 代理人が紙により入札する場合には、別紙による委任状を提出しなければならない。
 - ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

5 開札

(1) 開札の日時及び場所

平成23年3月16日(水)15:00

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター大会議室

(2) 電子入札システムによる入札の場合

電子入札システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又は その代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

- (3) 紙による入札の場合
 - ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
 - ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ 競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しな ければならない。
 - ④ 入札者又はその代理人は、分任支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子入札システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2)入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類及び入札説明書及び仕様書を満たす旨を表示する書類を平成23年3月4日(金)17時までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書4(1)又は(2)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭 及び電子入札システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 分任支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定

しないものとする。

- (5) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・ヘルプデスク 042-340-6988
 - ・ホームページ http://www.ebid.mhlw.go.jp/

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター庶務課会計係に連絡すること。

入 札 書

¥

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター自動雇開閉装置保守業務ー式契約について上記のとおり入札いたします。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官 国立障害者リハヒ、リテーションセンター自立支援局 別府重度障害者センター庶務課長 殿

住 所

氏 名

委 任 状

今般都合により、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター自動雇開閉装置保守業務一式契約の入札に関する一切の権限を下記受任者に委託しましたので、連署をもってお届けします。

平成 年 月 日

受任者 住 所

商号又は名称

氏 名

印

印

委任者 住 所

商号又は名称

氏 名

分任支出負担行為担当官 国立障害者リハヒ・リテーションセンター自立支援局 別府重度障害者センター庶務課長 殿 分任支出負担行為担当官 国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局別府重度障害者センター 庶務課長 鬼 塚 剛 博 殿

住 所商号又は名称氏 名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名
- 2 電子入札システムでの参加ができない理由

紙入札業者登録用紙

資格審査登録番号	10桁の数字
企 業 名 称	
企業郵便番号	
企 業 住 所	
代 表 者 氏 名	
代 表 者 役 職	(例)社長
部 署 名	ない場合空欄で 構いません
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	(例)営業部
連絡先氏名	
連絡先郵便番号	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

[※]代表者と連絡先が同じ場合は、連絡先の欄は「同上」でかまいません

#la 恣 契

鬼塚剛博(以下「甲」という。) 分任支出負担行為担当官国立障害者リパ、リテーションセンター 自立支援局別府重度障害者センター 东務課長 委託者

受託者

(以下「乙」という。)

とは、次の条項に基づいて、保守契約を締結する。

保守の目的物件 所 在 場 所 第1条

国立障害者リハビリテーションセンケー自立支援局

別府重度障害者センター

自動扉開閉装置 43台(別紙参照)

28台

物件 3, 2t

12台 2重片引 3台 引分 片引

乙はこの契約によって第1条に表示する装置の正常な作動状態を維持する ため、年2回定期的に巡回し装置の異常の有無点検と注油調整を行う。

第3条 本契約による保守作業の限界は次のとおりとする。

装置の異常の有無の点検

扉の開閉速度及びクッションの調整 (n)

各部のビス、ボルトナット等の締めなおし 3

機械各部の清掃注油

点検時以外のクレーム処置の基本料金・出張料金は無償とする. (I) (H) 第4条 部分品の取替えを行う場合次の部品は無償サービス品とする。

(イ) ヒューズ (ロ) ターミナルビス (ハ) 各種ビス、ボルトナット (二) 潤滑油、オイル (ホ) ストッパー、振止

(へ) シンクロナスベルト (ト) リード線

第5条 点検の結果分解掃除を要すると認める場合、その他の故障修理について第4条以外の割分品の取り替えを要する場合はすべて有償(割引価格)とし乙はあらかじめ甲の承認を受けて補修しその実費を甲に請求することができるものとする。

第6条 甲は乙の技術員が実施する保守及び修理作業に際しては、それが円滑にかつ 遅滞なく完了するよう善意ある便宜を提供するものとする。

用) とす 円 (うち消費税額 第7条 本契約に基づく保守料は年額 第8条 代価の請求は、各検収期間(別記)の終了後、翌月すみやかに甲に対して 適法な支払請求書をもって行うものとする。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払 うものとする。

3 甲の黄に帰する事由により、前項の規定による代金の支払いが遅れた場合には、 乙は甲に対して年3.3%の割合で遅延利息を請求することができる。

第9条 本契約は平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

第10条第10条 甲又は乙が本契約条項に違反し又は過怠により、条項を履行する見込みのないことが認められたときは、相手方は本契約を解除すること

2 甲が自己の都合により本契約を解除しようとするときは、この契約を解除する ことができる。この場合、甲は30日以前に乙に通知するものとする。 第11条 本契約書に記載のない事項について疑義を生じた場合は、甲乙協議の上 解決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成して、甲乙記名捺印の上各自1通を保有す

るものとする。

Ш 4 A 平成23年

自立支援局別府重度障害者センター 国立障害者リハビリテーションセンター 分任支出負担行為担当官 別府市南荘園町2組 毘 庶務課長 II

Ŋ

檢収期間	金額 (税込)
平成23年4月1日~平成23年9月30日	E
平成23年10月1日~平成24年3月31日	E

自動扉開閉装置設備保守仕様書

本書は、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センターに設置されている自動扉開閉装置エレベーター設備について、保守の仕様を定めたものである。

1. 設置機種

- 引分自動扉開閉装置 28台(ナブコ製17台、ドリーム製6台、ソリック製4台 ミリオン製1台)
- 片引自動扉開閉装置 12台(ナブコ製11台、ミリオン製1台)
- 2重片引自動扉開閉装置 3台(ナブコ製2台、ミリオン製1台)

2. 点検内容

- (1) 定期点検
 - ①点検回数 年2回
 - ②点検日時 事前に担当者と協議し作業日時を決定の上、点検を実施すること。
 - ③点検内容 点検、調整する際には対象機器の自動ドア装置の保守点検業務に精通 した有資格者を業務責任者とし、専用の工具を用いて以下の項目につ いて、確実に点検、整備を実施すること。
 - 検出装置 取り付け状態、検出範囲(不感エリア、幅、奥行方向)の測定、補助センサーの点検及び調整
 - 駆動装置 モーターの作動具合、異音、取り付け状態、ベルトの取り付け状 態及び調整
 - 制御装置 開閉速度の測定及び調整、開放タイマー・クッション作用の確認 及び調整
 - 懸架部 レール及び吊車の汚れ、異音、磨耗、扉脱輸防止の取り付け状態 の確認
 - 建具部 扉の建付け、振れ止め材の取り付け状態の点検及び調整
 - 電気 配線の支持・接続状態、各操作スイッチの機能及び取り付け状態 の確認

○ その他

雇開閉回数、総合動作の確認、各種ステッカーの貼付け状態の確認

- ④結果報告 定期点検実施の都度、点検内容及び測定結果、機器設備の異常の有無、 処置内容、累計開閉回数(NABCO製)交換部品及びその数量について記載 した報告書を提出すること。
- ③消耗部品及び消耗品、工具について 保守点検に必要な消耗品。工具類は、受諾者の負担とする。 (*消耗品・・・各ボルト・ナット・ビス・ウエス類など)

(2) 不調時の措置

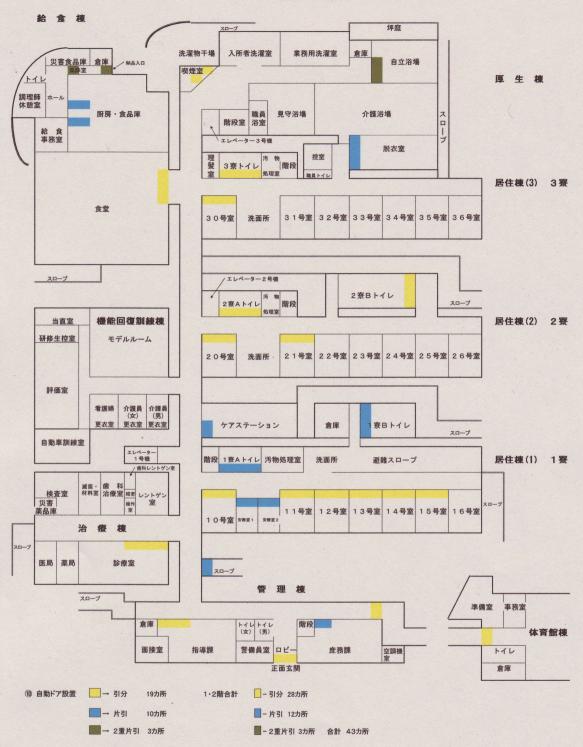
定期点検時、または対象機器に不具合が発生した旨の通知を受けた場合は、直ちに技術者を派遣し、迅速に点検,修理調整するものとする。

また、契約に定める通常業務時間以外でも修理の依頼に対しては受付ができ、且つ必要に応じて専門の技術者が派遣できる体制であること。

3. その他一般的事項

- (1) 安全な作業の実施 作業に当たっては担当者の指示に従い、周囲の安全に十分配慮すること。
- (2) 明記のない事項について 本仕様書に明記されていない事項については、双方で協議すること。

センター平面図 (1階)



センター平面図 (2階)

